

質問第四七号

岸田政権の令和版所得倍増の実態に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年十月十四日

小西洋之

参議院議長 山東昭子 殿

岸田政権の令和版所得倍増の実態に関する質問主意書

岸田総理は、令和三年十月十二日の参議院本会議において、「総裁選で掲げた令和版所得倍増は、一部ではなくして、広く、多くの皆さんの所得を全体として引き上げるという私の経済政策の基本的な方向性について申し上げたものです。」と述べている。

これについて以下、質問する。

一 岸田総理が認識する池田内閣の国民所得倍増計画とはどのようなものであるかについて、その時代背景やそれにおける国民所得の向上に係る目標及び達成状況を示しつつ説明されたい。

二 岸田総理は令和版所得倍増を唱えているが、それは、池田内閣の国民所得倍増計画のような経済計画を策定するのか。また、その中では、幾らの所得を何時までにどのくらい増加させる等についての具体的数値目標を盛り込むのか。

三 池田内閣の国民所得倍増計画は文字どおり所得倍増を達成したと評価されているが、岸田総理の令和版所得倍増は、何年後に文字どおりの所得倍増を実現することを企図しているのか。あるいは、「広く、多くの皆さんの所得を全体として引き上げるという私の経済政策の基本的な方向性について申し上げたも

の」という答弁は、令和版所得倍増においてはこうした文字どおりの所得倍増は企図していないという趣旨なのか。

四 令和版所得倍増とは、言葉では所得倍増と唱えながら、その実体においては、所得を倍増させることを企図した経済政策ではないのであり、国民を欺くものではないのか。

右質問する。